

被災者生活再建支援法の制定経過・概要・課題（当日資料より抜粋）

日本生協連 青竹 豊

1. 被災者生活再建支援法（以下、支援法）制定までの経過

- (1) 阪神・淡路大震災まで
- (2) 支援法の萌芽
- (3) 支援法制定
- (4) 制定時の国会の議論・支援法附帯決議※

※附帯決議:「この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行状況を勘案し、総合的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること」

(5) 当初制度の概要

2. 制度改定に向けた経過

- (1) 鳥取県(初制定「住宅復興補助金制度」)
- (2) 兵庫県(共済方式「被災者住宅再建支援制度」)
- (3) 法改正に向けた動き－2004(平成16)年度「予算折衝」から「支援法一部改正」施行
- (4) 第2次改正:2007(平成19)年支援法の一本化「改正法」成立⇒現「支援法」に。

3. 被災者生活再建支援法(現行制度)

(1) 制度概要（後掲資料参照）

支援制度:暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火などの自然現象によって住宅に被害があった場合を対象にしています。制度が適用になるには、被害の大きさが法律で決められています。

支援法の申請から適用決定は、市町村(申請)→都道府県→政府で行なわれます。被災者は市町村に申請することになります。

(2) 法律から見た特徴点

4. 住宅再建支援に向けた論点

(1) 政府としての議論

- ①国土庁「被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会」報告(2000年12月に)
- ②中央防災会議:防災基本計画専門調査会提言(2002年7月)

※地震保険や共済制度の加入により対処することが基本である。行政としては、被災者の生活再建支援の観点から、住宅の所有・非所有に関わらず、負担軽減などを含めた総合的な居住確保を支援していくことが重要である」。

(2) 住宅再建支援の是非をめぐる主張

- ① 住宅再建支援に否定的な主張
- ② 住宅再建支援に肯定的な主張

(3) 住宅再建支援の負担方法に関する議論:「共済方式」と「公費負担方式」

5. 東日本大震災における支援金支給⇒2011 年度第2次補正予算(特別交付税で全額手当)

6. 東日本大震災の発生を受けた新たな課題

この巨大な災害に伴い、支援法に関わる多くの課題が明確になりました。

- ① 都道府県の負担余力を大きく超える支援金の支給
- ② 罹災証明のための災害調査体制と支援金支給の体制
- ③ 垂直沈下などの地盤沈下への対応
- ④ 津波被害などの広域被害への対応
- ⑤ 支援金の上限額や支給対象の問題
- ⑥ 支援金の使途についての問題
- ⑦ 自治体による独自支援措置<sup>1</sup>、他法との関係(災害対策基本法、災害救助法など)・・・  
etc

7. 全国生協の 2013 年度の特別課題における位置づけ

□2013 年6月の日本生協連総会は、2013 年度特別課題の1つとして、以下を掲げました。

東日本大震災支援、とりわけ福島を支援する活動と事業を継続して進めます。被災者生活  
再建支援法の拡充、子ども・被災者生活支援法 に基づく基本方針の策定と実施など、被災  
者支援のための社会的な枠組み、制度の強化・拡充を求めています。

□被災地の生活再建、政府の動向などについての関連する取組み

- (1)中央労福協の 2013 年度政策制度要求(被災者生活支援と復興・再生および災害対策)
  - ①地域ごとに被災者の生活、住居、就労、医療・福祉等に関するきめ細かな情報提供や  
総合相談の体制を整備する。
  - ②遠隔地の避難者に対しても、「寄り添い型相談支援事業」ならびに「生活困窮者自立促  
進支援モデル事業」の一層の活用を進めるなど、よりそい型支援の拡充をはかる。
- (2)被災者生活再建支援法の効果検証研究について(2014 年3月報告予定)

自然災害被災者支援促進連絡会

【事務局／（一財）全労済協会】

日本生活協同組合連合会

## 1. 「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」の発足

1995年1月17日の阪神淡路大震災を契機に、兵庫県、日弁連、全労済グループから各々支援制度の提案が出されました<sup>2</sup>。1996年7月19日、兵庫県、神戸市、連合、社会経済生産性本部、全労済グループ、日本生協連の6団体により「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」（以下「国民会議」）が発足、日本生協連、全労済、連合、兵庫県の4者で連絡会を設置しました。全県で「県民会議」も発足し、署名活動が全国的に取り組みられました。<sup>3</sup>

### （国民会議の構成）

|       |          |               |
|-------|----------|---------------|
| 代表世話人 | 山岸 章     | （全労済協会理事長）    |
| 〃     | 貝原 俊民    | （兵庫県知事）       |
| 〃     | 笹山 幸俊    | （神戸市長）        |
| 〃     | 亀井 正夫    | （社会経済生産性本部会長） |
| 〃     | 芦田 甚之介   | （連合会長）        |
| 〃     | 竹本 成徳    | （日本生協連会長）     |
| 〃     | 岸 ユキ     | （女優）          |
| 〃     | アグネス・チャン | （歌手）          |

## 2. 国民会議が内閣総理大臣に、個人署名 24,828,964 人、団体署名 43,337 団体分を提出

国民会議が中心となり、2,500 万筆を目標に、96 年 9 月から署名活動が全国的に展開されました。取り組みにあたっては、日本生協連が 1,500 万筆、全労済グループと連合で 1,000 万筆を分担することとしました。<sup>4</sup>

1997 年 2 月 20 日、内閣官房長官を通じて『2,500 万人署名』を内閣総理大臣宛に提出しました（全体で、団体約 4 万 3,300 筆、個人 2,483 万筆を集約）。

当初の政府の見解は、①私有財産への補償はできない、②財源的にも困難、③審議会設置は検討する、というものでした。そのため、国民会議では、全国知事会や関係議連と連

<sup>2</sup> （財）全労済協会は『自然災害に対する国民的保障制度の提言』をまとめ、阪神・淡路大震災発生から 1 年が経過した 1996 年 1 月 17 日に全国紙に意見広告を掲載した。

<sup>3</sup> 日本生協連は、コープこうべとともに、兵庫県、日弁連、全労済グループの提案を一本化し、国民的な制度要求運動を進めようと、3 者との協議を進め、96 年 5 月に合意を得た。日本生協連は、96 年 6 月の通常総会で、この運動を展開するため、全国段階で国民会議、都道府県段階で県民会議の組織化を進め、1500 万筆を目標とする署名運動を行なうことを提案し決定した。96 年 9 月から半年で、団体 399、個人 1,366 万筆の署名を集めた。

<sup>4</sup> 全労済グループ（全労済・全労済協会・再共済連）では組合員、協力団体に広く署名活動を展開。最終的には、全労済グループと連合で 1,038 万人を超える署名を集約した。（4 月 30 日集約時）

携し、生活再建支援法を成立させる中で、住宅再建も課題にさせる方向を取ることにしました。

98 年 3 月、生活再建支援法案が自民党と政府間で合意され、共産党を除く 6 党によって、国会に提出されました。

### 3. 「被災者生活再建支援法」の成立

超党派の国会議員で構成された「自然災害から国民を守る国会議員の会（自然災害議連）」を中心に、国会に対し国民会議からも積極的な働きかけを行い、第 142 国会において、「被災者生活再建支援法案」が賛成多数で可決・成立しました。（1998（平成 10）年 5 月 15 日）

あわせて「阪神・淡路大震災被災者に対する法案と同等の支援措置」「法施行後 5 年を目途に総合的な検討」の付帯決議が全会一致で採択されました。<sup>5</sup>

### 4. 「自然災害被災者支援促進協議会」の発足

「被災者生活再建支援法」の成立をもって、国民会議は解散し、代わって、国民会議の構成団体であった全労済グループ、日本生協連、連合、兵庫県の 4 団体による「自然災害被災者支援促進協議会（事務局／全労済協会）」（以下、協議会）が発足しました。（1999 年 1 月 12 日）

協議会では、自然災害議連と連携し、「被災者生活再建支援法」に基づく被災者の住宅再建支援についての検討を求めました。その結果、国土庁長官のもとに「被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会」<sup>6</sup>が設置されることになったため、協議会では住宅再建支援制度を組み込ませる取り組みを強めました。

### 5. 被災者生活再建支援法の改正（1 回目）

自然災害議連や協議会などによる精力的な働きかけによって、全国知事会が 2003 年 7 月、都道府県が新たに資金を拠出する住宅再建支援制度の創設を求める緊急決議を採択、2004 年度の政府予算案において、被災家屋のガレキ撤去費用や住宅ローン利子等として最高 200 万円が支給される居住安定支援制度創設を含む被災者生活再建支援制度拡充が盛り込まれ、第 159 回国会において、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案」が可決、成立 2004 年 4 月 1 日から施行されました。

### 6. 被災者生活再建支援法の改正（2 回目）

しかし、2004 年の改正でも、住宅本体の建築・補修費が支援金の支給対象ではなかったため、制度のさらなる見直しを求める声が強まり、2007 年 7 月 12 日に全国知事会から「被災者生活再建支援制度の見直しに関する緊急要望」が公表され、第 168 回国会において、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案」が可決、成立、2007 年 12 月 14 日

<sup>5</sup> 日本生協連は、支援法の成立について「保障内容は必ずしも十分でない」としながらも、「とにかく個人保障に一步踏み込んだこと」「条文に住宅再建支援制度を検討する」が入ったことを評価した。

<sup>6</sup> 検討委員会は 2000 年 12 月に報告をまとめた（前述）。

より施行されました。

これにより、使途を限定した上で実費額を精算支給するこれまでの方法から使途を限定しない定額方式（最高 300 万円）とし、「生活関係経費」と「居住関係経費」の区分を撤廃、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」と住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」に区分されました。また、支援金の支給対象要件であった収入要件、年齢要件も撤廃されました。

#### 7. 「自然災害被災者支援促進連絡会」への改組と現在まで

2004 年の法改正後の 2005 年 1 月に「自然災害被災者支援促進協議会」は解散し、「自然災害被災者支援促進連絡会（事務局／全労済協会）」へと改組しました。

その後、2007 年の法改正を受けて、連絡会についても一定の役割を達成したことから不定期開催としてきましたが、2011 年 3 月の東日本大震災を契機に、5 月に幹事会を開催し活動を再開しました。

##### （現在の連絡会の構成）

|       |                  |
|-------|------------------|
| 代表世話人 | 浅田 克己（日本生協連会長理事） |
| 〃     | 古賀 伸明（連合会長）      |
| 〃     | 井戸 敏三（兵庫県知事）     |
| 〃     | 高木 剛（全労済協会理事長）   |
| 幹事    | 代表世話人各団体から幹事     |
| 事務局   | 財団法人 全労済協会       |

以上